

感染症による「登園停止期間の基準」について

お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より裏面の「登園許可証」を記入してもらい、お子さんを登園させるようにしてください。

【医師からの「登園許可証」が必要な病名】

区分	病名	登園停止期間の基準
第2種	・インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	・風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
	・咽頭結膜熱（アデノウイルス）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	・結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	・流行性結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	・急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	・腸管出血性大腸菌（0-157, 0-26）	医師により感染のおそれがないと認めるまで

【第3種その他の感染症について】

- ・症状が重い時や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。
- ・就学前の乳幼児は合併症等により重症化する場合があります。登園の可否は医師の指示に従い慎重に判断してください。

区分	病名
第3種 その他	・溶連菌感染症
	・ヘルパンギーナ
	・伝染性膿痂疹（とびひ）
	・RSウイルス
	・感染症胃腸炎
	・マイコプラズマ肺炎
	・伝染性軟そく腫（みずいぼ）
	・アタマジラミ
	・手足口病
	・伝染性紅斑（リンゴ病）

○上記の基準は「学校保健安全法施行規則」に準じています。

○診断結果については登園許可証の有無に関わらず、園へ情報提供のご協力をお願いします。